

令和8年度 鹿沼市個店整備事業補助金

創業者や市内商業者が所有または賃借する市内店舗の改修工事費や備品購入費を支援する補助事業です

交付対象者

以下①～⑤の要件をすべて満たす事業者が対象です

- ① (1)鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書を受け鹿沼市内で創業する方
- (2)鹿沼市外から鹿沼市内に店舗を移転する方
- (3)すでに市内商業者の方

いずれか

※(2)(3)は商工会法第2条に規定する商工業者であること、及び中小企業支援法第2条第1項第1号から3号までのいずれかに該当する中小企業者または第4号に該当する中小企業団体であること

- ② 鹿沼市内に法人登記（法人）または住民登録（個人事業主）をしている方
- ③ 不特定多数の顧客が訪問して対面で直接的に物品やサービスを購入したり、設備を利用するための建物や施設で、小売・飲食・サービス業等を行う方
- ④ 過去に同補助金の交付決定を受けていない方
- ⑤ 申請時において市税の滞納処分を受けていない方

【鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書】

栃木県・栃木県よろず支援拠点・鹿沼商工会議所・栗野商工会にて既定の創業支援を受けた方へ発行されます

対象経費

- ・補助事業者が所有または賃借する市内店舗の改修工事等を、市内事業者が施工する事業費
- ・補助事業者が所有または賃借する市内店舗に、市内事業者が汎用性の低い備品を設置する事業費

補助額等

【補助率】改修工事費および備品購入費の**2分の1**以内

【上限額】 創業者 } 店舗住所が都市機能誘導区域内 → **上限40万円**
 移住者 } 店舗住所が都市機能誘導区域外 → **上限30万円**
 すでに市内商業者の方 → **上限10万円**

※千円未満を切り捨てた額を予算の範囲内で交付します。



鹿沼市経済部産業振興課商工振興係（市役所5階6番窓口）

0289-63-2182

8:30-17:15(土日祝日除く)

<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0655/info-0000001155-1.html>

鹿沼市公式HP



申請・交付の流れ

…申請者

…市役所

01

申請

事業実施前に
提出書類を郵送
または持参

02

審査・交付決定

提出書類を審査
交付要件に満た
していれば交付
決定

03

事業開始

交付決定通知が
届いたら、
申請した内容の
事業を実施

04

支払い

施工業者等へ
支払いを行い
領収書を受取る

05

実績報告

提出書類を郵送
または持参
(R9年3月31日まで)

06

審査・交付確定

提出書類を審査。
交付要件に満た
していれば交付
確定

07

補助金請求

交付確定通知が
届いたら15日
以内に請求書を
郵送または持参
(05と同時提出可)

08

補助金交付

指定口座へ
交付確定額を
振込

申請必要書類

- 補助金等交付申請書（様式第1号）
- 補助事業等実施計画書（様式第2号）
- 補助事業等収支内訳書（様式第3号）
- 同意書兼宣誓書（様式第14号）
- 補助対象経費に係る見積書の写し
（発行者の氏名・名称、住所、連絡先、発行した日付、内容等がわかるもの）
- 店舗の平面図又は立面図（事業実施箇所がわかるもの）
- 改修工事等を行う箇所の工事施工前の写真、または購入する備品等のカタログ
- 登記事項全部証明書の写し（3か月以内に取得したもの）※法人のみ
- 店舗住所がわかるもの（賃貸借契約書、課税証明書等）※創業者・移転者のみ
- 鹿沼市特定創業等支援事業に関する証明書の写し ※創業者のみ
- 市外で事業を行っていたことが分かる書類
（個人事業の開業・廃業等届出書若しくは税務署に提出した直近の所得税の確定申告書
B第一表の写し又は履歴事項全部証明書若しくは法人設立届出書等）
※移転者のみ

ご不明な点は、
お気軽にご連絡ください



鹿沼市経済部産業振興課商工振興係（市役所5階6番窓口）

0289-63-2182

8:30-17:15(土日祝日除く)

<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0655/info-0000001155-1.html>

鹿沼市公式HP

